

恵庭市保育士等人材バンク Q&A

(平成30年8月16日現在)

【登録について】

(Q1) 登録の対象者は資格のある方に限定されますか？

恵庭市保育士等人材バンク（以下「人材バンク」という。）は、市内での幼児教育及び保育等の担い手を増やすことを目的としており、資格のある方を対象としていますが、資格取得見込の方や子育て支援員の認定を受けた方も登録可能です。

なお、資格取得見込者が登録を行う場合、人材バンク登録申込書（様式第1号）の申込動機・自己PR欄に、資格取得予定年月日や大学・短期大学・専門学校等を記載してください。

(Q2) 恵庭市内に住民票がなくても登録できますか？

市内に住民票がない方でも、市内の保育所等の就労を希望している方は登録が可能です。

(Q3) 特定の施設への就労を希望して登録することはできますか？

人材バンクは就労希望の情報収集と提供を行うもので、就労の相談やあっせんを行うものではないことから、特定の施設を希望して登録することはできません。

なお、登録後の雇用に関する手続きは、保育所等からの連絡により、直接、面接等を行っていただき、登録者と保育所等との勤務条件等の合意により進めることとなります。

(Q4) 保育所等とは具体的にどのような場所ですか？

市内認可保育所、認定こども園、幼稚園、子育て支援センター、学童クラブの他に、発達支援センター、子どもひろば、ファミリーサポートセンター等、保育士等の資格を有する方が活躍できる場所になります。

【閲覧及び情報提供について】

(Q5) 保育所等の長以外の者が、人材バンク登録名簿の閲覧や登録情報提供の申込を行うことはできますか？

人材バンク登録者名簿や登録情報（人材バンク登録申込書の情報）は、個人の情報であり、恵庭市個人情報保護条例の定めに従い取り扱うこととしています。そのため、人材バンク実施要綱では、教育保育施設等の役割や社会的責務の遂行にあたり法令等の遵守が求められる保育所等の長に限り、閲覧及び登録情報の提供を行うこととしています。

ただし、特別な事情がある場合は、保育所等の長の委任を受けた者（副施設長、副園長）が該当手続きを代理することができることとしています。

(Q6) 人材バンク登録者名簿の内容をFAXや電話等の口頭で確認することはできますか？

人材バンク登録者名簿は、個人情報を含むことから窓口での閲覧に供することとしており、名前等の情報を電話等で提供することはしません。

なお、登録情報の有無、件数等、個人情報を含まない範囲において、施設等からの問い合わせに回答することがあるほか、同様の内容を定期的に保育所へ提供することがあります。

(Q7) 人材バンクの登録者名簿の閲覧及び登録情報の提供の申込みについて、認可外保育施設の代表者がこれを行うことはできますか？

人材バンクの活用は、待機児童の解消に資するため、市内における教育・保育等の担い手を増やすことを目的としており、市内の保育所等の長に限り、閲覧に供することとしています。

この「保育所等」の中には、市内私立認定こども園、私立幼稚園は含んでいます。認可外保育施設は含みません。

【様式等について】

(Q8) 登録申込書には、資格を証する書類の写しを添付することとなっていますが、どの程度の資格まで添付が必要ですか？

登録者名簿への記載に際し、事実確認のため、人材バンク登録申込書（様式第1号）の「資格」に関する書類の写しを添付することとしており、自動車運転免許証などの添付は求めていません。